

広報かるまい お知らせ版 484号 ①



毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

協働参画地域づくりチャレンジ事業を募集します

町では、協働参画による地域づくりの推進を目的に、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して予算の範囲内で支援金を交付します。

■対象事業

行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

■対象経費

事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

■交付額

- ①スタートアップ事業（事業申請3回目までの事業）
対象経費の3分の2以内（上限額50万円）
- ②ステップアップ事業（事業申請4回以上の事業）
対象経費の2分の1以内（上限額40万円）

■申込締切 5月9日（金）

■審査

- ・事業の内容を審議会で審査の上、決定します
- ・応募団体の方には、審査会での事業説明をお願いします

【申込み・問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当(☎46-2115)

町の特産品を活用した商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業（次のいずれかに該当する取り組み）

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取り組み（商談会への参加、販促物の作成等）	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月13日（金）まで

■提出書類

A～Cの提出書類が異なるため、下記へお問い合わせください。

※事業代表者（代理も可）は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。

「軽米町役場ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金について」

【提出・問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当(☎46-4746)
(FAX46-2335)

チームオレンジかるまい『ゆったり介護の会』『みんなで！花見っこ！』の開催

チームオレンジとは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で支援する取り組みのことです。「ゆったり介護の会」は、これまで通りの活動を続けながら、今年度から軽米町のチームオレンジとして、認知症の理解を広める取り組みを行っていきます。

今年度一回目の会は、誰でも参加できる花見を開催します。お茶を飲みながらおしゃべりするもよし、お菓子をつまみながら静かに桜を眺めるでもよし、過ごし方は自由です。介護や認知症についてのお話を聞いてみたいという方も、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

■日時 4月24日（木） 13:30～15:30

■場所 防災センター周辺

■対象 どなたでも参加可能、出入り自由

■申込方法 申込み不要

■その他 参加費200円

（お茶・お菓子代としてご協力お願いします）

【問い合わせ先】

ゆったり介護の会(☎46-3560)（代表 竹澤）
地域包括支援センター(☎46-3906)

「ざっこくふしぎ」展の開催

いま、世界で雑穀が注目されています。世界各地での雑穀栽培の様子と、雑穀の魅力を発信するための「ざっこくふしぎ」展を開催します！ 雑穀マルシェ、試食、トークもありますので、ぜひお気軽にお越しください。

■日時

4月26日（土）11:00～21:00 展示

4月27日（日）

9:00～15:00 展示

10:00～13:00 マルシェ・試食&体験

14:00～16:00 トーク

■場所 かるまい文化交流センター 宇漢米館

■入場料 無料

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(46-4740)

住宅リフォーム奨励事業で かるまい共通商品券を交付します

現在お住いの住宅の耐久性や住環境を高めるためにリフォーム工事をする方に、経費に対し予算の範囲内で商品券を交付する事業です。

※この事業は事前に審査が必要であり、工事を着工する1週間前までには、申請してください。

■交付対象者

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に建てられている住宅の所有者の方
- ③町税等滞納していない方
- ④対象工事について他の補助金を受けていない方

※対象工事を分割することで組み合わせも可能であることから事前にお問い合わせください。

※同じ申請者あるいは同じ住宅で、前回商品券の交付を受けてから5年を過ぎると再度申請することができます。

■対象工事

- ①対象工事に要する経費が30万円以上（消費税抜）の工事
- ②町内に営業所を有する法人又は個人の施工業者に依頼して行う工事
- ③申請した年度内に完了する工事

※令和3年度から下水道関連工事で、管路及び接続工事も交付対象になりましたが、住宅に付随する外構、植栽工事など対象外となる工事もあります。

■商品券交付額

対象工事に要する経費の10%以内(限度額15万円)

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

地域食堂『トコかるキッチン』

■開所日

4月19日、5月24日、6月21日

11:00~13:30

おおむね毎月第3土曜日（学校行事などと重なる時は変更となります。）※食事は終了時間前になくなることがあります。

■場所 居場所トコトコかるまい広場（軽米町蓮台野）

■料金 子どもは無料、大人は1回100円

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

書道教室の開催

■日 時 4月17日(木) 15:00~16:00

■場 所 かるまい文化交流センター 小会議室

■対 象 興味のある方

■持 ち 物 書道道具

■申込方法 申し込み不要

■その他

軽米町文化協会所属の書道クラブによる書道教室を開催します。参加料は無料です。興味のある方は、ぜひご参加ください。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当 (☎46-4744)

自衛官の募集

令和7年度の採用試験予定についてお知らせします。下記以外にも様々な採用種目があります。種目、受付時間、試験時期等の詳細については二次元バーコードからご確認いただくか、下記の連絡先へお問い合わせください。

種目	応募資格	種目説明
幹部候補生 (4/23~受付)	一般、歯科、薬剤科等があり、区分により条件が違います。細部は下記のQRコードからご確認ください。	幹部自衛官としてそれぞれの分野で指揮官等として活躍します。
幹部候補曹 (4/23~受付)	20歳以上33歳未満の方	教育期間含む約5年の部隊勤務を経て幹部自衛官に任官します。
一般曹候補生 (受付中)	18歳以上33歳未満の方	部隊の骨幹となる各分野のプロフェッショナルを目指します。
自衛官候補生 (受付中)		任期制隊員として2年または3年を1任期として勤務します。

【問い合わせ先】

自衛隊岩手地方協力本部 二戸地域事務所

メール: iwate.pco-ninohe@rct.gsdf.mod.go.jp

(☎0195-23-2529)

町民生活課(☎46-4734)



軽米町育英資金貸与生を募集します

■対象（すべてに該当する方）

- ①町内に居住する方の子であること
- ②高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学していること

※令和7年4月に入学する方を含みます。

- ③経済的理由により修学が困難と認められること

■貸与月額

区 分	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校 (短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む)	51,000円以内
高等専門学校	30,000円以内
高等学校等	15,000円以内

■返済について

卒業の1年後から、最長15年以内で返済していただきます。(無利子)

■募集期間

令和7年4月1日(火)~4月30日(水)

※提出書類等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ→子育て・教育→各種手当・助成制度→助成

【申込み、問い合わせ先】

教育委員会事務局・教育総務担当(☎46-4743)



広報かるまい お知らせ版 484号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

■課税明細書の内容をご覧ください

課税明細書には、所有する固定資産の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なる場合や住所などの変更があった場合は、納税通知書に同封している「異動届」に内容を記入して税務会計課に提出してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

軽米町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

・期間 4月1日(火)～4月30日(水)

※土・日・祝祭日を除く。

・時間 8:30～17:00

・場所 軽米町役場1階 税務会計課

※納税通知書と身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年度分又は5年度分は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、固定資産税額の2分の1が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

【問い合わせ先】

税務会計課・課税担当(☎46-4737)

緑の募金を実施

町では、環境緑化、森林保全のため、緑の募金活動を行い、区長文書を通じて募金の取りまとめを依頼しています。役場産業振興課(県緑化推進委員会軽米支部の事務局)で募金をお預かりしています。積極的なご協力をお願いします。

また、皆さんから寄せられた「緑の募金」を活用し、緑化推進活動を実施する団体の取組みを支援します。地域での植栽・植林の際には、予算の範囲内で苗木購入費用などの助成を行いますので、ご希望の団体は下記までお問合せください。

※今年度は、小軽米・晴山各出張所での受付は行っておりませんのでご注意ください。

■活動期間 緑の募金期間 5月30日(金)まで

■募金目標 1世帯当たり 100円

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(☎46-4740)

再掲載

子育て支援広場(ピヨピヨ広場) イベントのお知らせ

日時に変更がありましたので、再度お知らせします。

■イベント 「ほっとひといきしましょう！」

■内容

コーヒーを飲みながらいろいろな話をして、日頃の疲れ・育児疲れを解消しましょう！

飲み物とお菓子はピヨピヨ広場で用意します。無料ですので、お気軽にご利用ください。

■日時 4月25日(金) 11:30～12:30

■場所

かるまい文化交流センター宇漢米館

子育て支援広場(ピヨピヨ広場)

【問い合わせ先】

かるまい文化交流センター宇漢米館内ピヨピヨ広場

(☎26-8250)

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

再掲載

町水道使用に係る 各種届出について

町水道の使用開始・中止や使用者の名義変更には届出が必要となります。各種届出の書類は水道事業所に用意しています。給水開閉栓届は軽米町ホームページからダウンロードできます。

各種変更届は、変更が生じたときには速やかに届出をお願いします。なお、印鑑は不要です。

■給水開栓閉栓届

・水道を使用する、または使用を停止(中止)するとき

・開栓については、開栓希望日の3日前まで

(土日祝を除く)

※ホームページの入力フォームからも受け付けています。

■水道使用者変更届

・水道使用者名義を変える場合や名義に変更があったとき

■給水装置所有者変更届

・土地や建物の売買などに伴い、給水装置の所有している者に変更があったとき

※所有者変更の場合公的に証明できる書類が必要な場合があります。

■給水用途変更届

・住居を店舗として使用したり、廃業等により占用住宅として利用するなど、用途に変更が生じたとき

【問い合わせ先】

水道事業所・上下水道担当(☎46-4742)

